



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第3号（文書閲覧号）
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1988, 3, p. 1-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78813
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第3号

1988年12月1日

(文書閲覧号)

吐魯番出土文物研究会

【は じ め に】

既に第1号にも記しておいたように、第1回大会の期間中、8月27日(木)、28日(金)の二日間龍谷大学大宮図書館において、大谷文書を閲覧する機会を得た。閲覧に際しては、池田温『中国古代籍帳研究－概観・録文－』(東京大学出版会、1979年。以下、『籍帳研究』と略記)、小田義久主編『大谷文書集成』第一巻(法蔵館・龍谷大学善本叢書五、1984年。以下、『文書集成』)などの諸成果を参考にさせていただいたが、新しい知見をいくつか得ることができた。このうち、吐魯番から将来された敦煌文書である大谷3367号文書と3368号文書が直接接合することについては、本研究会のメンバーである荒川正晴が既に紹介しているので(同「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾－トゥルフアン・アスターナ出土の豆盧軍牒の検討を中心として－(上)」〈『史滴』第9号、1988年〉)、ここでは、『籍帳研究』で「高昌延壽元年(624)六月勾遠行馬價錢勅符」(文書番号108)、『文書集成』で「高昌国官庁文書(劑遠行馬價錢勅符)」と命名されている文書(以下、当該文書)に対する閲覧・検討の結果について紹介しておきたい。

当該文書は、大谷1310、1311、1464、1466、1486、1497、1501、および2401号の計八点からなる。大谷文書中の全漢文文書を番号順に掲載する『文書集成』では、この八点の前後関係についてふれるところがないが、『籍帳研究』では、前掲の標題のもとに、(A)1310－(B)1466－(C)1311－(D)1486－(E)1497－(F)1501－(G)1464－(H)2401という順序で八点を配列している。八点の文書はいずれも断片として単独で現存しており、したがってこの順序で八点が接合できるか否かは明らかではない。にもかかわらずこの順序で配列されたのは、(A)と(B)の作成年月日が延壽元年六月二〇日であるのに対して、(C)は翌六月二一日であり、(D)、(E)、および(F)の三点は欠損のために作成年月日が明らかでなく、(G)、(H)の二点は文書の様式が若干異なっているためであろう。このような『籍帳研究』の配列方法は現段階ではもっとも合理的であると考えられるので、ここでも『籍帳研究』の順序にしたがって一点ずつ紹介していくことにする。なお録文の体裁は基本的に『籍帳研究』に準じるが、一部欠画がある文字や判読が困難な文字は?で示したほか、推補は、それが十分に可能な箇所(例えば、「延壽」など)についても行なわなかった。また『籍帳研究』や『文書集成』と異なった釈読を試みた文字についてはアンダーラインで、行については網かけで示した。当該文書の写真は、『文書集成』に収録されているので(図版一～三、五)、参照されたい。

☆

☆

☆

☆

◎大谷1310号文書(『籍帳研究』、312頁／『文書集成』、47頁)

1] 縣司馬主者、彼縣今須甲申歲六月劑遠行馬價錢。[

2 前有符去、至今不畢。今重遣符去、符到、期此月廿六日、仰僮事人〔
3 輸入使畢、不得違失。承 旨、奉__
4 通 事 令 史 辛
5 〕壽 元 年 甲 申 歲 六 月 廿 日 起
6 寧遠將軍吏部郎中兼兵部事麴〔

7 〔
8 〕不畢。今？〔
9 〕得違〔

〔註〕一行目「劑」：『籍帳研究』→「間」（『東方学』第六四輯、169頁に、池田氏自身による訂正記事があるので、参照）。

二行目「至今不畢」：『籍帳研究』→「至今未来」、『文書集成』→「至□□□」。

三行目「奉」：『籍帳研究』→「奉「行」」、『文書集成』→「奉行」。「行」字は認められず。

七行以下について：写真でも明らかなように、この文書は左端が黒くなっているが、実見したところ、この箇所は内側に折れ曲がっていることが判明した。そこでこの部分を慎重に伸ばしてみたところ、縫合した形跡と、その左側に二行五字の存在を確認することができた。第八行と第九行である。本来は縫合箇所と第八行の間にもう一行あったと考えられるが（第七行）、おそらくは折り曲げてから切断されたためであろうか、現存しない。なお『籍帳研究』は、この文書の左端に余白を認めているが、縫合箇所の右側の空白部分は限定されている。

◎大谷1466号文書（『籍帳研究』、312頁／『文書集成』、64～65頁）

1 〕符到、期此月廿六日、仰僮事人送來。詣
2 〕畢、不得？違？失？。承 旨、奉__
3 通 事 令 史 辛
4 〕壽 元 年 甲 申 歲 六 月 廿 日 起
5 寧遠將軍吏部郎中兼兵部事麴

〔註〕二行目「奉」：『籍帳研究』→「奉「行」」。「行」字は認められず。

二行目「不得？違？失？」：『籍帳研究』、『文書集成』→「不得違失」。「得違失」の三字は左側のみの残画であり、判読は不可能ではないにせよ、困難である。この点については、1310号文書の左端に新たに発見された第九行が、この文書の第二行に一致すると考えられる。つまり1310号第八行＝1466号第一行、1310号第九行＝1466号第二行ということになる。このことは、双方の文字部分のみならず、その書体、行間、紙面の形状、および紙背の形態からも疑問の余地がない。『文書集成』が説くように（同、64頁）、この文書の紙背には全面にわたって墨が塗られており、しかも1310号の折れ曲がっていた部分にも墨が塗られているからである。したがって『籍帳研究』における配列の順序が正しかったことが証明されたと同時に、1310号文書と1466号文書とが縫合され、直接に接続することが明らかになったのである。

◎大谷 1311 号文書（『籍帳研究』、313 頁／『文書集成』、47 頁）

（前 欠）

1] 廿 日 起

2 寧遠將軍吏部郎中兼兵部事麴

3 勅交河郡司馬者、彼郡今須甲申歲六月劑遠行馬價錢、沿三月劑通錢。前有符去、至
今 [

4 更重遣符去、符到、期此月貳拾伍日、仰儻事人、送來詣府、輸入使畢、不得違失。
承 旨、奉 [

5 通 事 令 史 辛 「孟？」 [

6] 元 年 甲 申 歲 六 月 廿 一 日 起

7 寧遠將軍吏部郎中兼兵部事麴 [

（余 白）

[註] 三行目「劑」：『籍帳研究』→「間」（前者）、「前」（後者）。

五行目「孟？」：『籍帳研究』→「益」，『文書集成』→「益」。この箇所は官員の自署ゆえ、別筆大字で書かれていることは疑いないが、「孟」字か「益」字かは判然としない。ただし、『吐魯番出土文書』第三冊に収録されている「高昌某年傳始昌等縣車牛子名及給價文書」（72TAM155:37(a)）に、「通事令史辛孟護」なる人物の名が見えており（291 頁第一一行）、しかもこの文書の作成年代も伴出文書の紀年から判断して、六二〇～六三〇年代と考えられるので、両者は同一人物であった可能性が高いといえよう。

◎大谷 1486 号文書（『籍帳研究』、313 頁／『文書集成』、68 頁〈ただし、1487 号とする〉）

（前 欠）

1 「通」 [

2] 壽 元 年 甲 申 歲 六 月 [

3 寧？遠？ [

[註] 一行目「通」：『籍帳研究』，『文書集成』→「通」。実見する限りでは、二行目以降とは、明らかに別筆である。ただし、その理由は明らかにしえない。

三行目「寧？遠？」：『籍帳研究』，『文書集成』→「寧遠」。文書の様式からして疑いないが、実際には、「ㄣ」と「ㄥ」の右端とおぼしき筆跡が判読できるにすぎない。

◎大谷 1497 号文書（『籍帳研究』、313 頁／『文書集成』、70 頁）

◎大谷 1501 号文書（『籍帳研究』、313 頁／『文書集成』、71 頁）

[註] この二点については、『文書集成』が指摘しているように、いずれも紙背に墨が塗られており、紙の大きさと形状から判断して、元来一枚の紙面（中間で縫合されていた可能性もある）に書写されていたものが、中間で二つ折にされ、現在あるような形状に切り取られたものと考えられる。したがって本来は両者の中間にわずかの行をはさんで接続していた可能性がきわめて高いが、前後関係については確定できない。

◎大谷1464号文書（『籍帳研究』、313頁／『文書集成』、64頁）

〔註〕この文書は、上記の六点の文書とは明らかに様式を異にしているが、やはり遠行馬價錢に関係する文書であり、その筆跡は後掲の大谷2401号文書の紙表（『籍帳研究』の紙背）と一致する。

◎大谷2401号文書（『籍帳研究』、313頁／『文書集成』、97頁～98頁）

《紙表》

（前 欠）

- 1] 将年満拾伍、即墮城作。文書〔
2] 家邊、壹本在兵家邊。依此施行、後爲〔

- 3 門 下 校 郎 司 空 傳
4 通 事 令 史 索 〔

（後 欠）

《紙表付着断片》

- 1 口武

〔註〕二行目「兵」：『籍帳研究』、釈読せず。

文書上部に断片が付着しており、一行二字の存在を確認することができた。したがって新たに、文書番号を付す必要があろう。

《紙背》

- 1] 通事辛傳、令狐德守・王元哩・汜幡相・左延口
2] 申？歲三月劑遠行馬價錢、此頭自分不輸錢。
3] 通？詁・王節杜錢一文、譴錢二文合。

（余 白）

〔註〕二行目「申？」：『籍帳研究』と『文書集成』、いずれも釈読していない。たしかに左側下方だけしか確認できないが、この文書が上記の六点と同時期に作成されたという前提に立てば、延壽元年＝甲申歲ということになろうから、「申」字の可能性はきわめて高いといえよう。

二行目「劑」：『籍帳研究』→「前」

二行目「此」：『籍帳研究』，『文書集成』→「比」

（以上）

※今回の大谷文書の閲覧に際しては、龍谷大学文学部の小田義久先生に格別のご高配を賜わった。また同大学大宮図書館の西山信行氏と、同大学仏教文化研究所の中田篤郎、北村高両氏には、ご多忙中にもかかわらず、種々ご配慮をいただくことができた。ここに記して謝意を表したい。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒 川 正 晴 方

TEL 0424 (81) 4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)